

OMIC Food Safety Newsletter No. 506 June 12, 2020

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

1. モニタリング検査の追加（違反による強化または検査命令解除による引下げ：検査頻度 30%）
(2020年5月中旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
5/19	ミャンマー産ごまの種子	アフラトキシン	引下げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000631904.pdf 基準値 10 μ g/kg - ppb

2. タイ産品の輸入違反事例 (2020年5月中旬)

日付	品名	違反内容	基準	検査の種類
5/21	無加熱摂取冷凍食品：果実の調整品 (FROZEN SYRUPED PINEAPPLE SLICES)	成分規格不適合 (大腸菌群 陽性)	陰性	自主検査

★ RASFF マンスリーレポート

- EUにおけるタイ産食品の違反情報 (2020年5月中旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
5/20	イギリス	タイ産コリアンダーより <i>Escherichia coli</i> (6000 CFU/g) の検出	Information for attention

★ タイ保健省 青果物の残留農薬検査を強化

タイ保健省食品医薬品検査所は、8月1日から輸入通関時の青果物の残留農薬検査を強化するガイドラインを発表しました。当初は、6月15日からと発表されていましたが、運用が延期されました。ガイドラインによると、輸入青果物は「非常に高リスク」「高リスク」「低リスク」に分類されます。「非常に高リスク」に該当する商品は、残留農薬検査で基準値に従っていることを当局が確認するまで、通関手続きを行えなかったり、保管所で留め置かれたりすることとなります。「高リスク」はハウレンソウ、ミカン、イチゴ、ブドウなど10品目の青果物が該当します。従来ランダムで抽出されていたサンプルが輸入のたびに一定割合で抽出され、分析機関に送られることとなります。「低リスク」は上記2分類に該当しない商品で、簡易検査キットによる残留農薬検査が実施されます。タイ政府による残留農薬検査以外の方法で輸入を希望する場合は、指定の134成分についての分析結果証明書(COA)を提示することで通関手続きを行うことができます。

また本ガイドラインでは、対象となる青果物について従来の衛生証明書の提出に加え、生産者名や生産者所在地、生産国、製品名のラベルへの記載を新たに求めています。

JETRO: <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/0e7b9cfc895cf5e8.html>

★ バンコク支店からのお知らせ

海外貨物検査株式会社バンコク支店は、4月23日付けでISO17025の239項目の認定をタイ保健省から受けました。認定項目は、429項目から668項目に増加しました。追加認定項目は全て残留農薬で、「タイ保健省青果物の残留農薬検査を強化」の項の指定の134成分中、昨年新たに加わったFolpet以外の133項目を含みます。バンコク支店では、よりお客様のご要望に広くお応えできるよう、認定項目の大幅な増加を毎年予定しています。更新後の認定証、項目の詳細リスト等については、ページ下のお問合せ先にご連絡ください。

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 506の発行は、2020年6月26日とさせていただきます。